

区立小学校での指挟み事故の発生について

1 事故の概要

(1) 発生日時

令和 7 年 5 月 1 9 日（月曜日）午前 9 時 1 0 分頃
（天気：曇りのち雨）

(2) 発生場所

世田谷区内

(3) 事故内容

世田谷区（以下「甲」という。）立小学校において、体育の授業を実施していたところ、雨が降ってきたため、雨宿りできる渡り廊下に児童を避難させた。待っている際の話し声で 1 階教室の学習に迷惑がかからないように、甲の小学校教員が昇降口の扉（左右連動の両引分け戸）付近にいた乙に当該扉を閉めるように頼んだところ、乙は、その扉に左第Ⅱ指を挟み、損傷を負った。

(4) 相手方等

別紙のとおり

2 事後の対応

事故発生後、甲小学校教員は、直ちに他の教員とともに乙を保健室に移動させ、養護教諭が乙の応急処置を施すとともに、救急車を要請し、病院へ搬送した。

同日午後、来校した乙の保護者に、甲小学校長から謝罪し、乙の診断結果、状況について確認した。乙及び乙の保護者には、誠意をもって対応するものとし、乙の治療が終了し、症状固定した段階での示談交渉開始を予定している。

また、甲教育委員会は、本件事故を踏まえて以下のとおり再発防止策を講じるとともに、今後も事故防止に向けて、教職員への指導を継続して行っていく。

①昇降口の全ての扉に、指はさみに気を付けるためのシールを貼り、児童に注意喚起を図るとともに、教育委員会と事故の状況を共有し、扉について環境面でゴムの装着や片側ずつの開閉等の安全対策を図った。

②全教職員で事故の状況を共有し、児童の発達段階に応じた安全への配慮や点検の充実を図り、生活指導部を中心に学校生活における安全対策を講じた。教職員自ら昇降口扉の危険性について認識し行動すると共に、学校の約束として昇降口の扉は児童に開放させないことや開けたい場合には近くの人を呼ぶこと等を明確に児童に伝え、注意喚起した。